

(参考) 歯・口腔の健康づくりに関する動き

I 県の動き

1) 「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の制定 (H22. 3)

県民の歯・口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に進めていくことで、県民の健康の保持の増進に寄与することを目的に制定。(施行はH22. 4)

2) 「千葉県歯・口腔保健審議会」の設置 (H22. 4)

歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議する機関として、行政組織条例に基づき設置。

3) 「千葉県歯・口腔保健計画」の策定 (H23. 3)

条例に基づき、県民の歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、23年度からの5年間(平成27年度まで)を計画期間とする「千葉県歯・口腔保健計画」を策定。

4) 「千葉県歯・口腔保健審議会」に専門部会の設置 (H23. 5)

歯科保健事業の検討等を行う下部組織として、「歯科保健事業専門部会」を設置。行政組織条例により、部会の議決をもって附属機関の議決とみなすことができることされており、毎年度、県の歯科保健事業の実績や計画などについて審議を実施。

II 国の動き

1) 歯科口腔保健法の施行 (H23. 8)

国においても、歯科口腔保健法(歯科口腔保健の推進に関する法律)が施行。法律で掲げられている基本理念等は、県の「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」や「千葉県歯・口腔保健計画」の内容と重なる部分が多い。

2) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (H24. 7)

歯科口腔保健法の実施計画として告示。国としての指標や目標が提示された。

III 県内市町村での動き

条例制定後、市町村においても、歯科条例を制定する動きが広まっている。昨年末現在、県内の11市町で制定されており、制定数では全国一。

多古町、八千代市、我孫子市、野田市、酒々井町、習志野市、印西市、市原市、佐倉市、木更津市、栄町